

この規定は、関係役務提供者の不作为責任の判断の際に、当然に考慮されるべき事情を独立の要件として抽出し、類型化して規定することで、関係役務提供者が民事上の責任を問われうる場合を明確化するものである。従って、被害を受けたと主張する者は、関係役務提供者に対して損害賠償請求をするに当たっては、まず、本項の各要件に該当することを主張・立証した上で、作為義務の存在や因果関係等損害賠償請求に必要な他の要件をも主張・立証する必要がある。すなわち、本項の規定は、主張・立証責任を転換するものではなく、また、本項の要件に該当した場合に当然に損害賠償責任があることとなるわけでもない。

2 第2項関係

(1) 概要

本項は、特定電気通信役務提供者が、自ら提供する特定電気通信により流通する情報の送信を防止する措置を講じたことに関して、当該情報の発信者との関係で損害賠償責任（作為責任）を負うる場合について規定するものである。

本項の規定により、特定電気通信役務提供者は、一定の要件に該当する場合でなければ発信者との関係で責任を負わないことが明確となるため、他人の権利を侵害する情報の送信を防止する措置を講ずることを過度に躊躇することなく、自らの判断で適切な対応を取ることが促されることが期待される。

(2) 用語の説明等

①「情報の送信を防止する措置を講じた場合」

本項の対象とするのは、特定電気通信役務提供者が「情報の送信を防止する措置を講じた場合」であり、本項は、特定電気通信役務提供者が、その情報が他人の権利を侵害するものでないにもかかわらず、結果として誤って送信を防止する措置を講じてしまったときに発信者との関係で生じ得る損害賠償責任について規定したものである。

②「送信を防止された情報の発信者に生じた損害」

情報の送信を防止するための措置を講じたことによって、当該情報の発信者が本来社会に流通させることができたはずの情報の送信ができなくなったことによる損害である。具体的には、表現を不当に妨害されたことによる精神的損害、収益を上げることが予定されていた表現行為を妨害されたことによる逸失利益等が考えられる。

なお、特定電気通信役務提供者が当該情報の発信者となっている場合について、第1項と異なり、規定上明文で除外されていないが、これは、そもそも、自らウェブページを作成する場合等、特定電気通信役務提供者自身が情報の発信者となる場合には、発信者としての特定電気通信役務提供者が自ら措置を講じるものであり、責任の制限という観点から規定をおく必要性がないためである。